

# こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



《宮城県公立高等学校 新入学生用》

## 1. 高等学校等就学支援金とは

### 【制度概要】

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。**全国の約8割の生徒が利用しています。**

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方が対象**です。ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の**道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、50万7,000円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）  
↳※令和2年6月までの基準
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して3年（36月）、定時制・通信制等の場合4年（48月）を超えている方

## 2. 申請と認定

利用のためには、**申請が必要です。**（3月下旬頃、高校から申請書を配布します）  
入学時に、下記①②を学校へ提出します。

### ①申請書

### ②保護者等（＝親権者。父母がいる場合は父と母の両方）のマイナンバーを明らかにできる書類

入学時に提出された申請書とマイナンバーを基に、受給資格の認定を行います。

その後、毎年7月頃にご家庭の所得情報が更新されるので、改めて受給資格の確認を行いますが、この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用して確認を行うため、基本的に手続は不要です。

※途中で保護者が変わった場合や、引越等で住所が変わった場合は別に手続が必要になることがありますので、すぐに学校へお知らせください。また、一度所得制限に該当した方が、翌7月以降に再度支給を受けようとするときには、改めて申請手続が必要です。  
具体的な手続方法は、各学校にお問合せください。

※マイナンバーは、法令・条例に定められた必要な範囲内のみで、就学支援に関する事務に利用します。

### 就学支援金認定の所得判定基準について

○令和2年4月分～6月分まで  
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合算額）により判定  
**所得割額の合算額 < 507,000円**

○令和2年7月分以降  
次の計算式（両親2人分の合計額）より判定  
【計算式】**市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 < 304,200円**  
※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

### マイナポータルHP



ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）



申請の際は、①～③のいずれかをご用意ください。

①マイナンバーカードの裏面（コピー）



②通知カード（コピー）



③マイナンバーが記載された住民票  
※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・役場で取得できます。  
（手数料が必要）

その他、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校から配られるお知らせ等を確認してください。

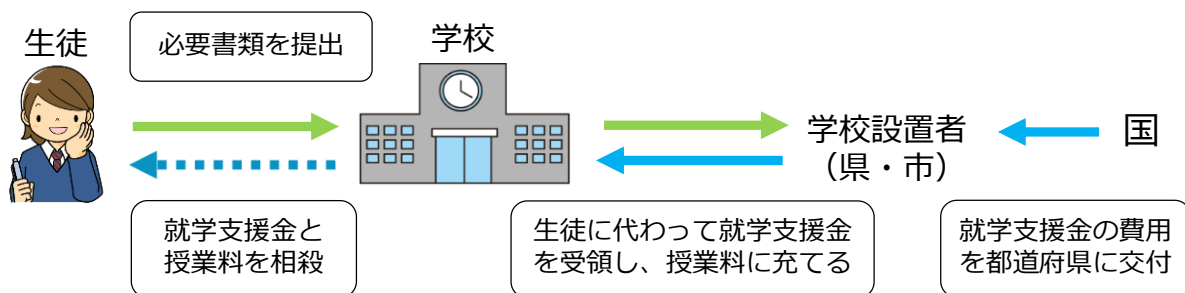
### 3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

支給額	（全日制・年額）	（定時制・年額）	（通信制・1単位あたり）
	118,800円	32,400円	336円

### 4. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（県・市）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。（公立学校は、授業料負担が実質0円になります。）



■ 申請書類、提出期限、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては、各学校事務室へお問合せください。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索

